

村山市農地賃借料情報

令和6年1月から令和6年12月までに締結(公告)された賃貸借における賃借料水準(10aあたり)は、以下のとおりです。

令和7年4月1日

村山市農業委員会

1. 田(水稻)の部

				10aあたり
締結(公告)した地域名	平均額	最高額	最低額	データ数
楯 岡	6,200 円	7,000 円	3,700 円	96
西 郷	6,200 円	9,000 円	2,000 円	186
大 倉	5,900 円	6,400 円	3,700 円	5
大久保	6,100 円	10,700 円	4,600 円	164
富 本	6,800 円	10,100 円	2,300 円	78
戸 沢	4,700 円	7,300 円	2,700 円	88
袖 崎	4,900 円	5,500 円	2,000 円	65
大高根	6,000 円	8,000 円	3,000 円	55
(参考)村山市平均	5,900 円			737

2. 畑(普通畑)の部

				10aあたり
締結(公告)した地域名	平均額	最高額	最低額	データ数
村山市全域	4,400 円	8,300 円	1,600 円	46

この賃借料は、あくまでも参考です。

実際の賃借料は、当事者間の話し合いで決めてください。

1. データ数は、集計に用いた筆数です。
2. 賃借料データの平均値±(平均値×70%)を超えるものは、集計から除いています。
3. 上記一覧表の金額は、土地改良区費を耕作者が支払った場合の金額です。
4. 集計結果の100円未満を四捨五入しています。

- 農地に関する諸手続き(許可申請等)は、毎月25日が締切日です。
- 農地を農地以外のものにする際は、許可が必要です。
- 農地に関することは、地域の農業委員、農地利用最適化推進委員または、農業委員会へご相談ください。

問合せ先 村山市農業委員会 電話 0237-55-2111